

【第二報】（終報） E 23 伊勢自動車道 規制標識転倒事象

【発生日時】 2024年12月12日（木） 11：07頃

【発生場所】 E23 伊勢自動車道 下） KP105.9（追越）

【工事件名】 2024年度 伊勢自動車道 ■管内維持修繕業務（舗装小補修 追越車線規制）

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)

【概要】 伊勢道下り線KP105.9の追越車線規制の中分設置の『左車線へ←』（規制の800m手前） 規制標識が、転倒したものを。

【被害状況】 人的被害：なし
物的被害：なし

【時系列】

12/12（木）

- 11：07 管制から中パトへ緊急出動依頼（伊勢道 下） 106.0K Pで工事案内看板の転倒あり
- 11：15 中パト現地到着
- 11：24 中パトから管制への無線 工事案内看板を路外に排除した旨、報告
- 11：25 現地メンテ職員到着 NEXCOと現地にて打合せ
- 11：32 中パトからERSS発報
- 11：35 規制班到着、保全の指示のもと他の中分側の看板点検
- 12：05 中分側の他の看板を確認し問題無いことを確認済み
保全の指示のもと、壁高欄に設置していた標識を移動させガードレールに設置変更
- 16：15 作業完了、規制撤去終了
- 18：20 緊急安全大会実施

【原因】

- 人的要素：いつも使用していたので設置後に緩むことはないだろうと思った。
- 物的要素：壁高欄用ブラケットの長年の使用により壁高欄との接地面がすり減りが進行、強風及び橋梁の振動により、壁高欄を挟み込んでいる部分が徐々にずれて倒れてしまった可能性有
- 管理的要因：使用前点検の壁高欄設置部の確認方法が設定されていなかった。

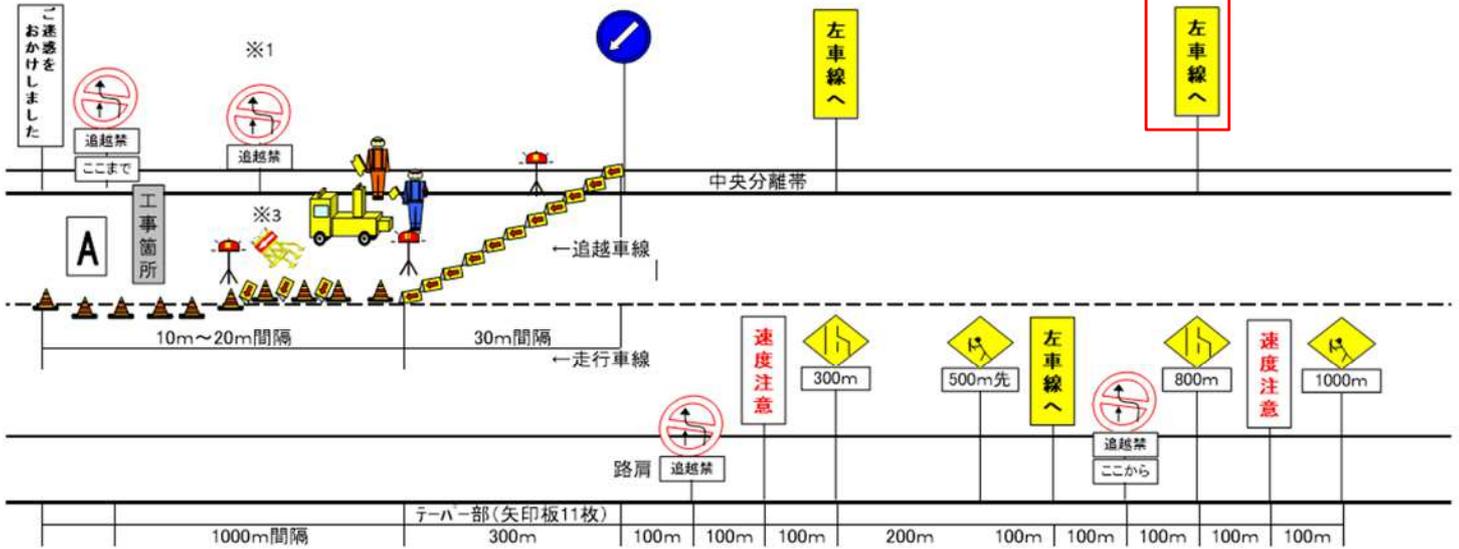
【対策】

- 人的要素：使用備品の使用前点検及び設置方法に関する再教育を実施する。
- 物的要素：緩みやずれが生じないように、壁高欄との接地面に「滑り止め素材を設置する」壁高欄用ブラケットの改良を行う。なお、長期的には中分壁高欄に固定式ブラケットを設置する。
- 管理的要因：当面の間、予告標識の設置はガードレールのみとする。壁高欄用ブラケット改良後には、確実に固定出来ていることを確認する旨と、壁高欄と標識の接地面は都度確認をする旨を作業手順書に明記し、規制業務を務める。

転倒した規制標識

①-2: 追越一車線規制(はみ出し規制)【伊勢関IC～伊勢西IC】

転倒した規制標識



- ※1 規制延長が1000m以上の場合、区間標識を追加する。
- ※2 夜間の規制時は標識を全て高輝度反射とし、矢印板は自発光型又は高輝度反射とする。
- ※3 物理的防衛装置(侵入車両強制停止装置、衝突緩衝車両等のいずれか)を作業箇所の上流側へ設置する。

■中分壁高欄への予告標識設置の現状

中分壁高欄には固定式ブラケットが設置されていないため、壁高欄用ブラケット(別途写真参照)を使用し予告標識を設置している。

また、中分壁高欄には固定支線を固定する場所が無いので、支線で固定は行えていない。

倒れた予告標識と壁高欄用ブラケットの写真



事象発生要因

すり減りにより、強風及び橋梁の振動による緩みが生じ、壁高欄を挟み込んでいる部分が徐々にずれて倒れてしまった可能性有。